

仕様書

純水・超純水製造装置購入仕様は次のとおりとする。

1. 購入数量 純水・超純水製造装置及び付属機器一式

2. 納入場所 伊賀市ゆめが丘地内 （ゆめが丘浄水場理化学試験室）

3. 機器構成・性能等
 - (1) 単一機器で純水及び超純水が製造可能であること。
 - (2) 専用採水ディスペンサー（POD）により、純水及び超純水が採水できること。
 - (3) ガードフィルターにスケーリング防止機能、バクテリア増殖防止機能があること。
 - (4) 純水製造装置にはRO膜（逆浸透膜）が内蔵されており自動製造水量コントロール機能があること。
 - (5) 純水製造装置は殺菌UVランプがついていること。
 - (6) タンクの材質は高密度ポリエチレンが使用され60L以上の容量があること。
 - (7) タンクには活性炭の充填された三層構造のエアベントフィルターがついていること。
 - (8) 純水製造装置のタンクには、漏水検知機能及びタンク殺菌UVランプがついていること。
 - (9) 純水・超純水の水質は、それぞれ比抵抗値5.0MΩ・cm及び18.2MΩ・cm以上であること
 - (10) 超純水製造装置のモニターには比抵抗値だけではなくTOC値も表示すること。
 - (11) 超純水製造装置には185nmの低波長紫外線ランプでTOC値を5ppb以下の超純水が採水できること。
 - (12) 超純水製造装置の採水口には電磁弁を装着していること。
 - (13) フットスイッチ制御にて採水可能であること。

- (14) 純水製造装置は5L/時間以上の製造量であること。
- (15) 採水ディスペンサーの設置のため幅300～320mm×700～730mm×厚さ10mm程度の樹脂板を洗浄台に設置すること。
- (16) 本体及びタンクは概ねW550mm×D820mmの幅に設置できること。
- (17) 100V電源で使用できること。

4. 納入期限 契約締結日より平成30年3月20日までとする。

5. その他条件

- (1) 純水・超純水製造装置は、製造メーカー及び機種を選定し、公告期間に当局と協議し承認を得ること。下記(3)の消耗品リストを提出すること。
- (2) アフターサービス及びメンテナンス体制が確立されていること。
- (3) 2年以内に交換が必要とされる消耗品のリストを作成し、2年以内に必要な個数を付属すること。
- (4) 当該機器の保証は2年間とする(消耗品を除く)。また、保証期間中に、1回以上の点検等を実施し、製造される純水の水質等を確認すること。
- (5) 当該機器の日本語の取扱説明書を添付し、取扱説明を行うこと。
- (6) 当該機器の輸送、梱包等に必要経費は機器本体費に含むものとする。また、据付調整費は、供給者の負担とする。
- (7) 指定場所への据付及び性能試験を市職員立会いのもと実施後、納品完了とする。また、納品完了後、既存純水製造装置(ヤマト科学製)を引取処分すること。
- (8) 納品完了前に発生した輸送等による機器の損傷に関しては供給者の負担とする。
- (9) 新旧機器取替作業後、機器及び給排水管の設置・撤去等の写真、動作確認の結果等を記した報告書を納入期限内に提出すること。また、保証書に類する書類も同様とする。
- (10) 当該機器設置により問題が生じた場合は、担当者と協議のうえ処理すること。